

「こころとからだの相談室」

～不妊専門相談センター～



専用ウェブサイトは
こちら

妊娠、不妊、不育に関する悩みについて、看護師などによる相談を行っています。

男女問わず利用できます。お気軽にご相談ください。

場 所 | 〒010-8543
秋田市広面蓮沼44-2
秋田大学医学部附属病院 1階
婦人科外来内

相談対応者 | 医師、看護師、助産師、臨床心理士

1 面接相談(予約制)

不妊・不育に関する検査、治療、費用等についての相談

└ 毎週月曜・金曜 午後2時～4時

不妊・不育にともなう心理的な相談(臨床心理士)

└ 第1・3水曜日 午後2時～4時

面接相談予約専用電話 018-884-6666

電話受付 月～金曜日 午前9時～午後5時

2 電話相談(予約不要)

毎週月曜・金曜 午後1時～2時

電話相談専用電話 018-884-6234

※相談時間以外は対応できません。

3 メール相談

「こころとからだの相談室」専用ウェブサイトに相談フォームがあります。原則、約2週間以内に回答いたしますが、ご相談の内容によっては時間がかかることがあります。

秋田県 不育症検査費用 助成事業のご案内

助成金の申請手続きに関する問い合わせ

秋田県健康福祉部保健・疾病対策課
調整・自殺対策・母子保健チーム

電話: **018-860-1422** (直通)

時間: 月曜～金曜(祝日、年末年始除く)

午前8時30分～午後5時



秋田県では、不育症にお悩みの方を支援するため、不育症検査(対象検査は内面をご覧ください)に要する費用の一部を助成します。

令和6年8月
秋田県

対象となる検査等

流死産検体を用いた遺伝子検査 (次世代シーケンサーを用いた流死 産絨毛・胎児組織染色体検査)

先進医療の実施医療機関として指定された医療機関で行ったものに限られます。

※先進医療を実施している医療機関の一覧については、厚生労働省のホームページで確認してください。
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinriyo/kikan02.html>



対象の方

以下の要件を全て満たす方が対象になります。

- ① 秋田県内(秋田市を除く^{*1})に住所がある方
- ② 既往流死産回数が2回以上の方

^{*1} 秋田市にお住まいの方は秋田市にお問い合わせください。

助成金額

1回の検査に係る費用の7割に相当する額(千円未満切り捨て)
※6万円が上限となります。

その他

対象者の年齢、助成回数に制限はありません。

申請に必要な書類

申請には、以下の書類が必要です。

- 1 秋田県不育症検査費用助成事業申請書(様式第1号)
申請者が記入します。
- 2 秋田県不育症検査費用助成事業受検証明書(様式第2号)
実施医療機関の医師が記入します。
- 3 医療機関が発行した検査費用に係る領収書及び明細書
- 4 住民票
申請日から3か月以内に発行されたもの。
マイナンバーの記載がないもの。

申請に必要な様式は秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット(コンテンツ番号: 58130)」からダウンロードすることができます。



申請の時期

検査が終了した日の属する年度の末日までに申請してください。

申請先

<持参の場合>

受付窓口

秋田県健康福祉部
保健・疾病対策課(県庁2階)

受付日時

月曜～金曜(祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時

<郵送の場合>

宛 先

〒010-8570
(住所不要)
秋田県健康福祉部保健・疾病対策課
調整・自殺対策・母子保健チーム

※特定記録や簡易書留を利用して送付いただ
くようお願いします。
※申請に関することで連絡する場合がありま
すので、必ず申請書に電話番号をご記入く
ださい。